

3

り災証明書で準半壊と判定された方への主な支援

★申請時に持参するもの…本人確認書類、通帳 等

資金	①災害見舞金 (支給) ※対象者には天草市から通知するため、申請は不要ですが、振込口座の申し出が必要	災害により死亡、負傷又は住宅(災害発生時に居住していた建物)に大きな被害を受けた場合、被害の程度に応じて見舞金又は弔慰金を支給します。※天草市に住所を有する方が対象、借家は半額。 ●天草市の制度の場合…準半壊 1 万円 【天草市の制度…健康福祉政策課☎24-8805】
	②災害援護資金貸付	災害により負傷又は住宅、家財に大きな被害を受けた場合、被害の程度に応じて生活再建に必要な資金を貸し付けます。 ●家財の損害が価格の 1/3 以上かつ負傷なし場合…150 万円以内 (無利子～1%) 等 【健康福祉政策課☎24-8805】
	③災害弔慰金	災害により死亡した方の遺族(1. 配偶者、子、父母、孫、祖父母)(2. 兄弟姉妹:死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)に対し、弔慰金を支給します。 ●生計維持者の場合…500 万円 その他の者の場合…250 万円 【健康福祉政策課☎24-8805】
	④災害障害見舞金	災害により重度の障害(両眼失明、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方に対し、見舞金を支給します。 ●生計維持者の場合…250 万円 その他の者の場合…125 万円 【健康福祉政策課☎24-8805】
	⑤生活福祉資金 (緊急小口資金) 特例貸付	被災された方で天草市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、必要な資金を貸し付けます。 ●原則 1 0 万円以内(無利子)(1 世帯 1 回限り) 等 【天草市社会福祉協議会☎32-2552、申込先は各支所】
住宅	⑥緊急修理	住家が「準半壊以上(相当)」の損傷を受け、放置すると被害拡大の恐れがある世帯に対し、雨漏りや風雨の侵入を防ぐためのブルーシート張等を支援します。 ●資材の支給(ブルーシート等)、修理業者への依頼(1 世帯あたり 56,400 円以内) 【建築住宅課☎32-6797】
	⑦応急修理 ※災害救助法適用分	住宅が準半壊との災害認定を受けた世帯で、そのままでは居住できない場合、日常生活に必要な最小限の部分の応急的な修理を支援します。修理費用を天草市が直接施工業者に支払う制度のため、被災された方に費用が支給されるものではありません。 ●準半壊 36.7 万円以内 【建築住宅課☎32-6794】
減免	⑧保険料の減免 □国民年金保険料	災害により所有する住宅等に被害を受けたとき、被害の程度により、保険料が減免となる場合があります。 【国保年金課高齢者医療年金係☎24-8854】 【本渡年金事務所☎24-2154】
その他	⑨教科書等の無償給与 ※災害救助法適用分 ※幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外	災害により住宅に被害を受け、教科書等を使用することができず、就学上支障のある児童、生徒に教科書等を供与します。 【学校教育課☎24-8813】